

7 北海道高等学校文化連盟表彰に関する細則

北海道高等学校文化連盟規約補則の第21条により表彰に関する細則を定める。

1 目 的

北海道高等学校文化連盟の普及振興に功績があった者等に対し表彰を行い、本連盟の文化活動の振興・発展に資することを目的とする。

2 推 薦 基 準

次に掲げる者が退任、または退職の際に表彰するものとする。

- (1) 会長、副会長の職にあった者。
- (2) 通算して4年以上監事、専門部長、理事、支部長及び専門委員長及び専門部事務局長の職にあった者。
- (3) その他特に功績があった者。
- (4) 重複表彰はしない。

3 申請手続き及び決定

- (1) 表彰候補者推薦は専門部・支部が毎年3月上旬までに道高文連事務局宛に報告する。
- (2) 表彰者の選考は、会長があたり役員会で決定し、総会に報告する。

4 表 彰 の 内 容

会長より感謝状を贈る。

5 経 費

道高文連一般会計より支出する。

6 そ の 他

この細則は役員会の決定により改正することができる。

昭和49年 5月 9日 制定

平成 3年 4月22日一部改正

平成28年 1月22日一部改正